向精神薬試験研究施設設置者の変更届

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登 録 証の 番 号 |  |  |  |  |  |  | 登　　　録年　月　日 | 年　　月　　日 |
| 向精神薬試験研究施　　設 | 所在地 |  |
| 名　称 |  |
| 変更の事由及びその年月日 |  | 年　　月　　日 |
| 　上記のとおり、変更が生じたので届け出ます。　　　　　　年　　　月　　　日　　　　住　　所　　　　フリガナ　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大　阪　府　知　事　殿 |

１．留意事項

　（１）向精神薬試験研究施設設置者は、向精神薬試験研究施設を増設し、又は縮小した場合に届け出ること。

（２）届出期限：事由が発生した日から３０日以内

２．添付書類

　（１）変更後の向精神薬試験研究施設の平面図

　　　　（向精神薬に関する試験研究を行っている部分については、朱書きで他の部分と区別し、かぎをかける設備の場所（出入口等）を朱書きすること。）

３．記載上の注意

　（１）「登録証の番号」欄には、向精神薬試験研究施設設置者登録証の番号を記載すること。

　（２）「登録年月日」欄には、向精神薬試験研究施設設置者登録証に記載されている年月日を記載すること。

 （３）「変更の事由及び年月日」欄には、具体的な理由及び事由の生じた日を記載すること。

　（５）「住所・氏名」欄には、申請者が法人又は団体の場合は登記された本社の所在地、名称、代表者の氏名を記載すること。

 また、申請者が地方公共団体の場合は、当該向精神薬試験研究施設の所在地、名称及びその施設の長の役職・氏名を記載すること。

４．提出部数

　　向精神薬試験研究施設が大阪市、堺市、東大阪市にある場合は、１部を大阪府健康医療部生活衛生室薬務課へ、その他の場合は1部をその地域を所管する大阪府保健所の薬事課へ提出すること。